

日本生活体験学習学会年報・学会誌編集規定

2009（平成21）年1月24日 一部改正

2012（平成24）年1月28日 一部改正

2015（平成27）年2月1日 一部改正

2016（平成28）年9月10日 一部改正

第1条 日本生活体験学習学会は、年報と学会誌を発行する。

第2条 年報には、生活体験学習に関する多様な実践研究と理論研究等を掲載する。その目的は生活体験学習実践・研究の拡大・深化に資するものとし、広く会員外にも頒布する。また学会誌は会員の研究活動および学会ならびに本学会の動向等に関する原稿を掲載し、会員に配布する。

第3条 年報・学会誌に関する原稿は次の内容とする。

- (1) 自由投稿実践研究論文
- (2) 自由投稿理論研究論文
- (3) 依頼実践研究論文
- (4) 依頼理論研究論文
- (5) 研究ノート、書評、図書紹介、資料紹介
- (6) その他、生活体験学習に関する国内外の動向についてのニュース
- (7) 学会の会務報告

第4条 学会誌に投稿する論文の内、自由投稿実践研究論文ならびに自由投稿理論研究論文は、著者全員が当該年度までの会費を完納した本学会員であることを要する。ただし、年報に関してはこの限りではない。

第5条 年報・学会誌に原稿を掲載しようとする者は、所定の執筆要項に従い、編集事務局に送付する。

第6条 年報・学会誌編集委員会は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第7条 年報・学会誌編集委員会は4名程度の委員によって構成され、委員長、副委員長各1名を置く。委員長、副委員長の選考は委員の互選によって行う。

第8条 第3条の(1)(2)の原稿の掲載にあたっては、年報・学会誌編集委員会が審査にあたる。その際、編集委員会はそれぞれの原稿について査読者を2名指名し、評価を依頼する。評価は、採択、修正採択、不採択に分けられる。なお、査読について評価が分かれた場合は、編集委員会の責任でその採否を決定する。また、(3)(4)(5)の掲載については、編集委員会が依頼する。

第9条 年報・学会誌の編集は、学会理事会責任の下で年報・学会誌編集委員会の審議を経て決定する。ただし原稿掲載の公平を期するため、審査は無記名の原稿で行う。

第10条 投稿論文のうち、掲載が決定したものについては、一律5,000円の掲載料を徴収する。掲載決定通知に同封する口座振込み用紙で、期限までに振込みを行う。

2. 期限までに掲載料の納入が確認されない場合は、掲載の意思がないものとみなし、年報・学会誌編集委員会の判断により、原稿の掲載を取りやめることができる。

第11条 年報・学会誌は当該年度の会費を納入した会員に配布する。

第12条 年報・学会誌の編集事務は、日本生活体験学習学会事務局が行う。

(附則)

本規定は、2000（平成12）年3月18日より施行する。